

# 令和7年度集団指導

- ～（介護予防）訪問リハビリテーション～
- ～（介護予防）通所リハビリテーション～
- ～（介護予防）短期入所療養介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和8年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



## ◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 基準告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年 厚生省告示令第19号）
- ▶ 予防基準告示：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ▶ 基準省令：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日号外厚生省令第37号）」
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）
- ▶ 大臣基準：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。



# ◎基準条例等について

## ▶ 留意事項通知：

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第36号）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年 老企第40号）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001号老老発0317001号）



# Ⅰ. 運営に関する事項



# 事例 1：職員の配置について

## 指摘事項

併設する複数のサービスを兼務している職員について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表が作成されていない。

### ●ポイント

- ・介護保険施設・事業所においては、サービスごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職員配置等を明確にすることとされている。
- ・介護保険施設等と併設の通所リハビリテーション事業所や訪問リハビリテーション事業所等において兼務をしている看護職員、介護職員、理学療養士等について、サービス毎の勤務時間を明確に区別した月ごとの勤務表を作成すること。

### ●根拠法令等

- ・基準省令第83条が準用する第30条（予防基準省令第84条が準用する第72条の2）
- ・基準省令第119条が準用する第101条（予防基準省令第120条の2）
- ・基準省令第155条が準用する第101条（予防基準省令第195条が準用する第120条の2）



# 事例 2：重要事項説明書の整備について

## 指摘事項

- ・ 事故発生時に利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行う旨が記載されていない。
- ・ 苦情処理の体制及び手順についての記載がない。
- ・ 第三者評価の実施状況が記載されていない。

## ●ポイント

- ・ 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る **居宅介護支援事業所** に対して連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- ・ 苦情に対する措置の概要（相談窓口、**苦情処理の体制及び手順等**、当該事業所における苦情を処理するために **講ずる措置の概要**）を記載しなければならない。
- ・ **第三者評価の実施状況** については、**実施の有無にかかわらず** 記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（**実施していない場合は、「実施なし」と明記すること**）

# 事例 2：重要事項説明書の整備について

## ●根拠法令等

- ・ 基準省令第83条において準用する第8条・第36条・第37条、  
基準省令第119条において準用する第8条・第36条・第37条、  
基準省令第155条において準用する第36条・第37条・第125条

(介護予防：基準省令第84条において準用する第53条の8・第53条の10、第123条において準用する第53条の8・第53条の10、  
第155条において準用する第53条の8・第53条の10)

- ・ 解釈通知第三・一・3・(28)、(30)



# 事例 3 : 運営規程の整備について

## 指摘事項

- ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載されていない。

## ●ポイント

- ・虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

## 記載例

第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

## ●根拠法令等

- ・基準省令第82条、第117条、第153条（介護予防：基準省令第82条、第120条、192条）

## ●高齢者虐待防止措置未実施減算（利用者全員について所定単位数から1%減算）

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない場合減算の適用となる。なお、**全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**



# 事例4：運営規程・重要事項説明書の整備について

## 指摘事項

- ・ 利用料金が記載されていない。
- ・ 一部の所要時間の利用料金の区分のみ記載されている。（通所リハビリテーション）

### ●ポイント

- ・ 利用者から徴収する保険外費用については全ての項目を運営規程及び重要事項説明書に記載すること。（日用品費等）
- ・ 「6時間以上7時間未満」等、一部の利用料金のみではなく、算定している所要時間区分の利用料金を全て記載すること。

### ●根拠法令等

- ・ 基準省令第82条、第117条、第153条（介護予防：基準省令第82条、第120条、192条）



# 事例5：通常の事業（送迎）の実施地域について

## 指摘事項

- ・ 運営規程に「通常の事業（送迎）の実施地域」が定められていない。
- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」が不明確である。

## ●ポイント

- ・ 運営規程において、下記について定めておかなければならない。

**短期入所療養介護は「通常の送迎の実施地域」**

**通所リハビリテーション事業所は「通常の事業の実施地域」**

- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。こと。  
（「△△町周辺」、「事業所から車で20分圏内」などの記載では区域を特定できない。）
- ・ 「通常の事業（送迎）の実施地域」は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

## ●根拠法令等

- ・ 基準省令第117条、第153条（介護予防：基準省令第120条、192条）
- ・ 解釈通知第三・一・3・(19)、第三・八・3・(13)



# 事例 6：3 月以上の通所リハビリテーションの継続利用について

## 指摘事項

- ・ 3 月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断した際の理由、具体的な終了目安となる時期等の記載がない。

### ●ポイント

- ・ 事業所の医師が利用者に対して 3 月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合
  - ①リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの**継続利用が必要な理由**、
  - ②具体的な**終了目安となる時期**、
  - ③**その他指定居宅サービスの併用と移行の見通し**を記載し、
  - ④本人・家族に説明を行う必要 がある。

### ●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第二の 8 (11) ⑥



# 事例7：委員会・研修・指針等について

## 指摘事項

実施が義務付けられている委員会等が実施されていない

### ●ポイント

開催しなければならない委員会、実施しなければならない研修・訓練、整備しなければならない指針等は以下のとおり

	委員会	研修	訓練	指針等
虐待の防止	定期的開催	定期的（年1回以上）に実施		指針の整備
業務継続計画（BCP）		定期的（年1回以上）に実施	定期的（年1回以上）に実施	BCP（災害・感染症）の策定
感染症の予防等	おおむね6月に1回以上開催	定期的（年1回以上）に実施	定期的（年1回以上）に実施	指針の整備
非常災害対策 （※訪問リハはなし）			定期的に実施	非常災害に関する具体的な計画の策定
身体的拘束 （※短期入所療養介護のみ）	おおむね3月に1回以上開催	定期的（年2回以上）に実施		指針の整備 

## II. 報酬及び加算に関する事項



# 事例 1：サービス提供体制強化加算

(通所リハビリテーション、短期入所療養介護)

## 指摘事項

加算の要件となっている職員の割合について、加算算定年度の前年度実績の記録が整備されていない。

### ●ポイント

- ・ 職員の割合の算定に当たっては常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いること。
- ・ 既に当該加算の届出をしている施設は、毎年度、算定要件を満たしているか実績を計算すること。
- ・ 上記計算の結果、加算状況に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については、施設において保管しておくこと。加算状況に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。

### ●根拠法令等

- ・ 留意事項通知第2の3（11）、留意事項通知第2の8（31）
- ① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。



# 事例 2：事業所規模による区分の取扱い

(通所リハビリテーション)

## 指摘事項

事業所規模による区分について、報酬算定年度の前年度の実績の記録が整備されていない。

### ●ポイント

- ・事業所規模の区分については、毎年度、前年度（3月を除く。）の1月あたりの平均利用延人員数により算定する。
- ・令和6年度介護報酬改定により算定区分が新しくなったため注意すること。
- ・計算の結果、規模区分に変更がない場合は、次年度の届出は不要であるが、計算根拠については事業所において保管しておくこと。規模区分に変更がある場合は、毎年3月15日までに県へ届け出ること。

### ●根拠法令等

- ・留意事項通知第2の8(10)
- ①事業所規模による区分については、施設基準第6号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。

# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

## 富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=9mJ6oHMF>

## 富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>

